

# 参考資料

---

# **I. 地方公共団体における内部統制**

---

# 内部統制等に至る経緯（日・米）

日本		アメリカ	
平成12年9月 (2000年)	大和銀行株主代表訴訟事件・第一審判決(大阪地裁) リスク管理体制(いわゆる内部統制システム)の構築に関する取締役等の責任について判示	1929年 1933年 1934年	世界恐慌 証券法制定 証券取引所法制定 上場企業に財務諸表監査の義務
平成14年4月 (2002年)	神戸製鋼所株主代表訴訟事件・和解(神戸地裁) 和解成立時の裁判所所見にて、取締役が内部統制システムを構築すべき法律上の義務があると言及	1970年代	ウォーターゲート事件 ロッキード事件 企業による海外を含めた大規模な政治汚職事件。政治献金等の会計不正を多くの企業が行っていた。
5月	<u>改正商法等公布(平成15年4月1日施行)</u> 委員会等設置会社における法令への適合や業務の適正を確保する体制の整備の決定を義務付け	1977年	<u>海外不正支払防止法(FCPA)</u> 初めて企業に対して法的に内部統制システムの構築義務を要請。
平成17年7月 (2005年)	<u>会社法公布(平成18年5月1日施行)</u> 大会社における法令への適合や業務の適正を確保する体制の整備の決定を義務付け	2001年	<u>エンロン社の破綻</u> エネルギー・ITビジネスのエンロン社が、特定目的会社を使った簿外取引により決算を水増し。
平成18年6月 (2006年)	<u>改正金融商品取引法公布(平成19年9月30日施行)</u> 内部統制報告制度の導入(平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用)	2002年	<u>ワールドコム社の破綻</u> ITバブル崩壊による影響を粉飾決算にて財務状況を隠蔽していたことが発覚。当時最大の経営破綻。
平成21年7月 (2009年)	日本システム技術事件・最高裁判決 代表取締役がリスク管理体制構築義務違反の過失がないとされた事例	2002年	<u>サーベンス・オクスリー法(SOX法)の制定</u> 404条において、会計監査を実施する監査法人が、その企業の内部統制の監査をすることを要求。
平成23年3月 (2011年)	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等の公表(企業会計審議会) 内部統制報告制度導入後の簡素化要望を受けた見直し等の改訂	現在	<u>海外不正支払防止法(FCPA)法執行件数の増加</u> SOX法のように外部監査人による内部統制監査に期待するだけでなく、企業内部で早期に問題を発見し、是正する内部統制の整備を企業自身に課す規制アプローチを活用。
平成26年6月 (2014年)	<u>改正会社法公布(平成27年5月1日施行)</u> 事業報告書に内部統制の運用状況の概要を記載。		

# 会社法及び金融商品取引法における内部統制の概要①

	会社法による内部統制(取締役会設置会社)	金融商品取引法による内部統制
目的	業務の適正を確保 【法362④VI】	財務計算に関する書類その他の情報の適正性確保 【法24条の4の4①】
対象企業	大会社 (約12,000社*) 【法362⑤】	有価証券報告書を提出する会社 (上場企業約3,600社*) 【法24①、24の4の4①】
義務付け内容	業務の適正を確保するための体制の整備の決定 【法362④VI】	内部統制報告書の作成 【法24条の4の4①】
	<p>①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>②損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>④使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>監査役設置会社の場合には、以下⑥～⑫の体制も含むものとされている。</p> <p>⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p> <p>⑦監査役の使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>⑧監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>⑨取締役、会計参与、使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>⑩⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>⑪監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>【会社則100】</p>	<p>①財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項</p> <p>②評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項</p> <p>③評価結果に関する事項</p> <p>④付記事項</p> <p>⑤特記事項</p> <p>【内閣府令4①、第一号様式】</p>

# 会社法及び金融商品取引法における内部統制の概要②

	会社法による内部統制(取締役会設置会社)	金融商品取引法による内部統制
実施主体	取締役会 【法362④VI】	会社 【法24条の4の4①】
報告等	<u>内部統制体制の整備についての決定又は決議があったときは、当該概要及び当該体制の運用状況の概要を事業報告の内容とし、株主総会に提出</u> 【法435②、438、則118Ⅱ】	<u>毎事業年度、内部統制報告書を有価証券報告書と併せ内閣総理大臣に提出</u> 【法24条の4の4①】
監査	監査役等による事業報告の監査 【法436、則129①】	公認会計士又は監査法人の代表者による内部統制監査【法193条の2②】
内部統制の具体的内容	特に規定なし	<u>内部統制の評価及び監査の基準・実施基準により具体的内容が示されている。</u>

※ 「法」…会社法(平成17年法律第86号)  
「則」…会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)

※ 「法」…金融商品取引法(昭和23年法律第25号)  
「内閣府令」…財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成19年内閣府令第62号)

\* 「対象企業」の数は、平成24年3月29日 企業会計審議会総会資料による。

# 内部統制等による行政執行の適正確保を巡る議論の沿革（地方公共団体）

平成18年5月 平成19年9月	会社法施行 改正金融商品取引法施行
平成20年11月	「平成19年決算検査報告」(会計検査院)公表 ・検査対象となった地方公共団体において「預け」等の不適正な会計処理が行われた事態が判明
<u>平成21年</u> 3月	「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会報告書」（総務省）の公表 ・地方公共団体における内部統制の整備・運用のイメージ(例)を提示、自主的な取組を期待
<u>6月</u>	<b>第29次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」</b> ・監査委員の監査の結果の決定方法や、外部監査制度の導入方法の見直し等を提言
	<b>前文</b> 本格的な地方分権時代を迎え、地方公共団体は自らの責任と判断でその任務を遂行し、住民の負託に応えていかなければならない。しかしながら、近年、一部の地方公共団体で不適正な財務処理等が指摘されるなど、地方公共団体におけるチェック機能のあり方が問われている。(略)
平成21年11月	損害賠償請求権等の放棄に関する大阪高裁判決(平成21年11月27日:神戸市) ・放棄を無効と判断。市長に55億円余りの損害賠償請求をすることが市に対して命じられた
平成22年12月	「会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書」(会計検査院)公表 ・都道府県及び政令指定都市における国庫補助事業に係る事務費等の不適正経理処理等の実態、再発防止策取りまとめ
平成23年 1月	「地方自治法抜本改正についての考え方(平成22年)」(地方行財政検討会議)の公表 ・現行の監査委員制度・外部監査制度について、廃止を含めゼロベースでの見直し等を提言
平成24年 4月	損害賠償請求権等の放棄に関する最高裁判決(平成24年4月20日及び同23日) ・放棄の適否の判断は議会の裁量権に委ねられているが、逸脱・濫用のときは放棄が無効となる等と判断
平成25年 3月	「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」「住民訴訟に関する検討会報告書」（総務省）の公表
<u>平成26年</u> 2月	<b>「地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討会報告書」(総務省)の公表</b> ・首長への内部統制体制の整備・運用の責任の明確化や内部統制の取組みの段階的な発展について具体的設計案を提示
<u>平成28年</u> 3月	<b>第31次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」</b> ・全ての長に内部統制体制を整備及び運用する権限と責任があることを明確化。ただし団体規模に配慮。

# 会計検査院報告書（平成22年12月）の概要

平成20～22年次につけて、会計検査院が全都道府県・指定都市（65団体・当時）の国庫補助事業に係る事務費等の経理について検査し、平成22年12月に「都道府県及び政令指定都市における国庫補助事業に係る事務費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止策についての報告書」を報告。

## 事例①：不適正な会計処理（公務に必要と認められる物品等の購入）

不適正な会計処理（「預け」「一括払」「差替」等）を行った上で、公務に必要と認められる物品等を購入した事例（支出命令の内容と実際の納入物品が異なる。）

※このうち、不適正な会計処理を行ったうえで、予算では想定されておらず公費で購入するにはふさわしくない物品等を購入したり、私的な流用を行ったりした事例もあった。

## 事例②：国庫補助金の目的外支出

国庫補助金のお務費の対象外支出として不適当とされた事例

### 発生原因

- ◆事務手続の省力化等になるのであれば多少の手続のかしは許されるとするなど、公金取扱いの重要性に対する認識が欠如していたこと
- ◆交付を受けた補助金等は返還が生じないようにすべてを使い切らなければならないという意識が会計法令を遵守しなければならないという意識より優先していたこと
- ◆契約事務と検収事務を同一の担当者が行っていたために、検収事務が形がいは化して、契約した物品が納入されていないのに納入されたとして経理処理することが安易にできたなど会計事務手続に問題があり、内部統制が機能していなかったこと

### 再発防止策の状況

平成20年次に会計実地検査を行った12道府県については、22年次に改めて会計実地検査を行った。再発防止策として次のようなものを実施しており、いずれも不適正な経理処理が見られなかった。

- ◆内部監査や監査委員監査の強化等、監査機能の強化（8道府県／12道府県）
- ◆職員への研修実施、公務員倫理の徹底、会計事務処理の適正化に係る関係部署への文書発出を実施する等、職員の意識改革（12道府県すべて）
- ◆契約事務と検収事務を別の部署に行わせたり、集中調達機関を新たに設置するなどし、相互けん制が機能しやすい物品調達体制への見直し（12道府県すべて）

# 内部統制の概要

民間部門において、**会社法**では、大会社に対し、いわゆる「内部統制システム」の構築に関する基本方針の決定を義務付けている。また、**金融商品取引法**では、上場企業等に対し、経営者による財務報告に係る内部統制の評価と公認会計士等による監査を義務付けている。

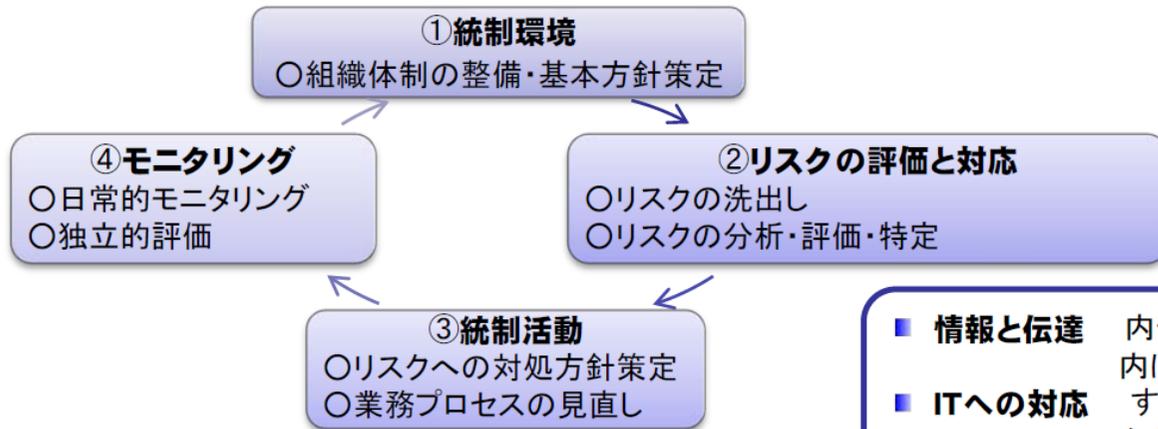
## ◎定義

※定義及び整備・運用の具体的な内容の記述については、企業会計審議会『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)』(平成19年2月15日公表)を参考とした。

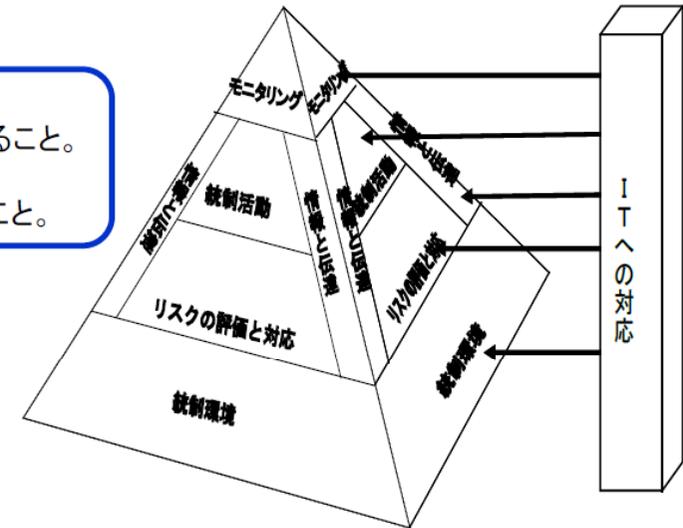
**内部統制とは**、基本的に、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守並びに④資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、**業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセス**をいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング(監視活動)及び⑥IT(情報技術)への対応の6つの基本的要素から構成。

## ◎整備・運用の具体的内容

- **業務の有効性及び効率性**・・・事業活動の目的の達成のため、業務の有効性及び効率性を高めること。
- **財務報告の信頼性**・・・財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。
- **法令等の遵守**・・・事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進すること。
- **資産の保全**・・・資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること。



- **情報と伝達** 内部統制に関わる適切な情報の特定・管理を実施するとともに、組織内に必要な情報が円滑に伝達される環境を作ること。
- **ITへの対応** すでに取り入れている利用環境を把握した上で、適切な方針や手続を定めることにより、業務の効率化やリスクの対応につなげること。



出典:『地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会報告書(H21.3)』資料

### ○ 地方公共団体を取り巻く環境の変化と課題

#### 不祥事件の続発（不適正経理、事務処理ミス、法令違反等）

- ✓ 地方公共団体の組織マネジメントは機能しているのか。
- ✓ リスク対応が不十分ではないか。
- ✓ モニタリング機能が働いていないのではないか。

#### ① 地方分権改革の進展

- 国の権限、財源を地方公共団体に移譲しても本当に大丈夫なのか？

#### ② 人口減少、景気低迷、巨額の債務など厳しい社会経済情勢を背景に行政改革が必要

- 公務員給与カット等行政内部の見直しに加え、住民サービスの見直しまで行わざるを得ないが、住民の理解と協力が得られるのか？

#### ③ 財政健全化法の施行を踏まえ、財務報告の信頼性も重要

- 虚偽の財務報告によって、ある日突然住民サービスが低下することに！

- 現在、地方公共団体にとって必要なものは住民からの信頼
- 信頼がなければ地方分権も行政改革も何も進まない

- 職員の不正な業務執行の防止
- 住民に直接影響のあるミスをなくす
- 適正な財務書類の作成と分かりやすい公表

#### これからの組織マネジメントの新たな視点

- 組織的に、リスクと真正面から向き合い、リスクが発生する前に必要な対策を講じること
- 組織マネジメントに関する基本方針の明確化とPDCAサイクルの実現
- 首長をはじめとした職員の組織マネジメントに対する意識を改革

### ○ 地方公共団体が内部統制の整備・運用を行うことによる効果

#### ① 不適正な事務処理の改善、法令等の遵守の徹底を実現

- 業務におけるリスクとコントロールが可視化され、上司・同僚による確認の強化や、別の部署による監察の実施などによって、不適正な事務処理に対する有効なチェック体制の構築が可能となる。
- 新たに必要な統制(ルールの整備、ITの導入など)の導入の契機となる。
- 地方公共団体を取り巻く諸課題や個別業務プロセスにおけるリスクを事前に洗い出し、組織的な議論を通じて評価・特定を行い、対応策を講じることによって、不適正な事務処理の改善や、法令等の遵守の徹底、新たな課題への適切な対応につながる。

#### ② 業務の有効性及び効率性の実現

- 業務プロセスに存在する重複や錯綜するルールの整理・合理化などの取組を実施することにより、不合理なルールや業務の無駄の見直しが図られ、業務の効率性の向上が図られる。
- 業務プロセスの遂行が当該業務の目指す目的に対し有効であるかどうかチェックすることにより、業務の有効性の向上が図られる。
- 地方自治運営の基本原則の一つであるVFM(Value For Money)の視点、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことに資すると考えられる。

#### ③ 行政組織に関わる者の意識を改革

- 行政機関において、組織内部にリスクの存在を認めることが、内部統制の前提。
- 「行政無謬神話」に代表される行政組織に関わる者の意識そのものを改革することとなると考えられる。

#### ④ 財務書類 4 表の一層の信頼性を確保

- 財務報告プロセスに内部統制の考え方を導入することにより、より一層信頼性の確保された財務書類4表の作成・公表が可能となる。
- こうした財務書類4表から得られるストック情報等を踏まえ、例えば、資産・債務改革の具体的な施策の策定がより実効性をもって行われることが期待できる。

#### ⑤ 首長の戦略的業務への専念

- 首長が適切に内部統制の整備・運用を行うことにより、首長の目が行き届かない範囲の職員の不祥事件、事務処理ミス等に対し、組織的に対応することが可能となり、その結果、首長が地域経営などの戦略的な業務に専念できるようになることも期待できる。

住民から信頼される地方公共団体の実現

# 「平成21年 地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会」報告書 概要③

内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～

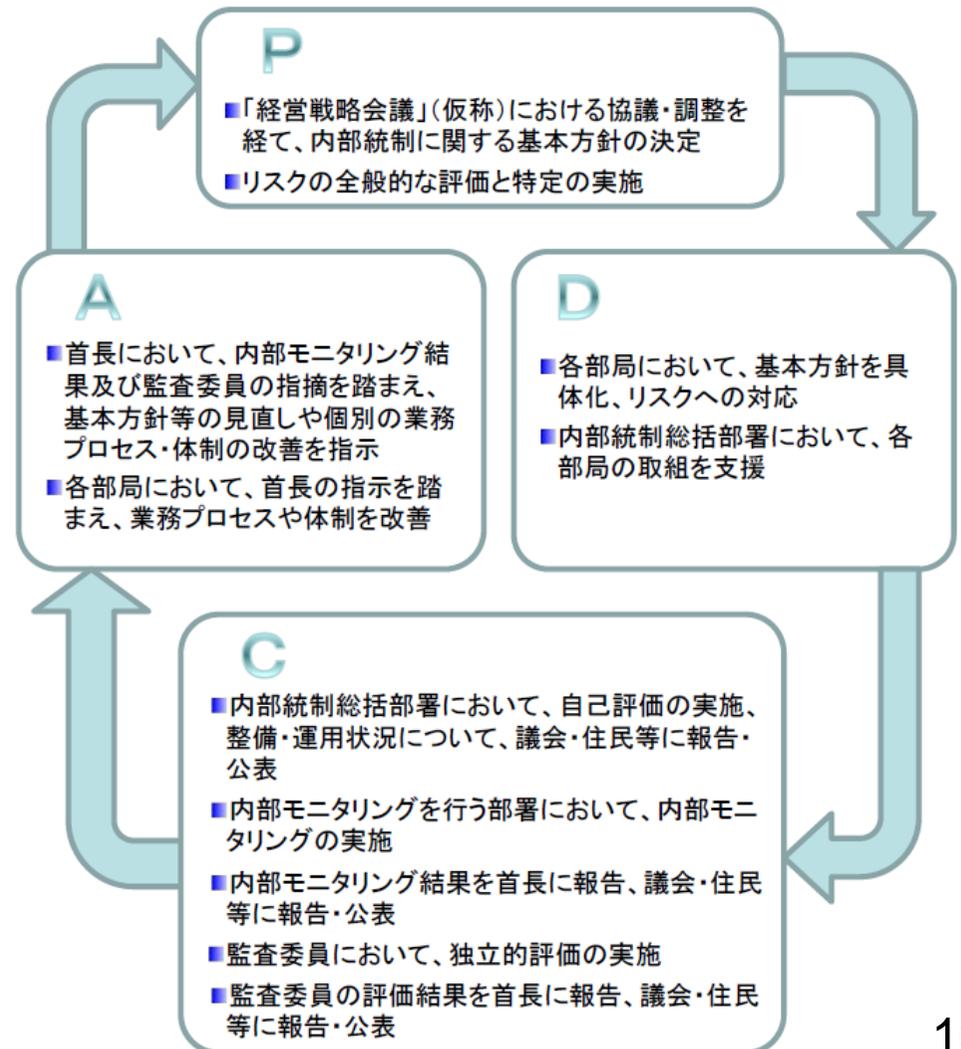
## ○ 地方公共団体が内部統制を整備・運用する場合のイメージ

### 組織体制の整備、基本方針の策定

#### 実施内容の例（イメージ）

項目	実施内容
体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○首長及び各部局長をメンバーとする「経営戦略会議」（仮称）の設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制に関する基本方針の協議・調整</li> <li>・リスクの全般的な特定と評価の実施</li> <li>・年1回以上のフォローアップの実施</li> </ul> </li> <li>○内部統制の整備・運用を総括する部署の決定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局の取組を支援</li> <li>・年1回以上、整備・運用状況について、議会・住民等に報告・公表</li> </ul> </li> <li>○内部モニタリングを行う部署の決定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上、内部モニタリングの実施</li> <li>・モニタリング結果を首長に報告、議会・住民等に報告・公表</li> </ul> </li> </ul>
首長の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の実施に関する最終責任者</li> <li>・その他職員に対し、基本方針の遵守を指示</li> </ul>
各部局の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針を具体化</li> <li>・リスクへの対応</li> </ul>
所属単位の管理職の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の遵守</li> <li>・上司として日々の業務に関するチェック（日常的モニタリング）の強化</li> </ul>
職員の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の遵守</li> <li>・同僚として日々の業務に関するチェック（日常的モニタリング）の強化</li> </ul>
監査委員の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立的評価の実施</li> <li>・評価結果を首長に報告、議会・住民等に報告・公表</li> </ul>
会計管理者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計事務に関する内部モニタリングの実施</li> <li>・必要に応じ、会計事務に関する規則の見直し</li> </ul>

◆ 内部統制の整備・運用において特に重要なことは、組織マネジメントにPDCAサイクルを導入すること。



# 「平成21年 地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会」報告書 概要④

## 内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～

### ○ 地方公共団体が内部統制を整備・運用する場合の留意点

#### ① 100点満点はない。

- まずは自らを取り巻くリスクを洗い出し、できることから始めることが重要。
- 内部統制は、これで完璧ということではなく、P D C Aサイクルを回すことで、毎年度少しずつ向上させることが必要。
- 形にこだわったり、コンサルタントに委託するのではなく、組織をあげて、リスクにどう向き合うか自ら考えることが重要。

#### ② 全く新しい取組をするものではない。

- 地方公共団体は法令等や業務マニュアルなど既に多くのルールに基づき業務を執行していること、組織と権限の明確化、決裁ルールの確立など既に内部統制の考え方が存在。
- 内部統制を整備・運用するということはすでに存在するルールや体制をベースに、リスクを管理するという観点から必要な見直しを行うものである。必ずしも新たな部署を置く必要はなく、既存の部署等を活用することもできる。

#### ③ 過剰な統制はかえって問題。

- 厳しい社会経済情勢を背景に、人的・財政的な制約がある中で、費用対効果を十分踏まえて実施する必要がある。
- すべての業務について内部統制を行わなければならないのではなく、組織的にリスクを評価、特定し、内部統制を実施する業務プロセスを絞り込むことが求められている。

#### ④ 団体規模に応じてフレキシブルに。

- 内部統制はあらゆる規模の団体に有益であると考えられるが、これまで記載している「地方公共団体が内部統制を整備・運用する場合のイメージ」は、まさに一つのモデルであり、この通りする必要はない。
- 団体の規模・特性などの実態を踏まえた簡素な仕組みをとることも十分考えられる。

#### ⑤ 業務の外部化の場合も内部統制の対象。

- 地方公共団体の現場では、業務の民間委託、指定管理者、市場化テストなど業務の外部化が進んでいるが、委託者としての責任が残るものであり、民間に対するモニタリング等を通じて、委託業務に係るリスクを管理する取組が求められている。

# 平成26年 地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討会 報告書 概要

## 「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」

### 【地方公共団体における内部統制】

首長が、地方公共団体の事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、自らコントロールする取組み

## I 地方公共団体における内部統制制度導入の必要性

- 1 人口減少社会の進行に伴い高まる地方公共団体の役割
- 2 拡大する傾向にある地方公共団体における事務処理リスク
- 3 企業における内部統制の取組みの進展
- 4 取組みが十分でない地方公共団体における内部統制の現状

## II 地方公共団体における内部統制制度の具体的な設計案

### コンセプト1

首長に、内部統制体制の整備及び運用の責任があることを明確化すべき

### コンセプト2

内部統制の取組みの段階的な発展

- 財務事務執行リスクについて最低限評価するリスクとすべき。
- 大規模地方公共団体（少なくとも都道府県や指定都市）は内部統制基本方針の作成等を行うべき。
- 内部統制基本方針等を公表して、常に外部の目にさらすべき。

## III 地方公共団体における内部統制制度の導入により期待される効果

- 1 首長のマネジメントの強化
- 2 監査委員の役割の強化
- 3 議会及び住民による監視のための判断材料の提供
- 4 住民が行う選択の基盤

### 【地方公共団体における内部統制】

首長が、地方公共団体の事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、自らコントロールする取組み

## I 地方公共団体における内部統制制度導入の必要性

### 1 人口減少社会の進行に伴い高まる 地方公共団体の役割

### 2 拡大する傾向にある 地方公共団体における事務処理リスク

人口減少社会において地方公共団体は、その事務の処理の適正さが求められる一方、不適正な事務処理のリスクが拡大する傾向にある以上、何も対策を打たない状況が続くことについては強い危機感を持つべきである。

### 3 企業における内部統制の取組みの進展

### 4 取組みが十分でない 地方公共団体における内部統制の現状

会社法等による内部統制制度導入以降、その取組みが一定の定着や進化が見られる企業と比較すると、地方公共団体における内部統制の取組みは十分とは言えない状況である。



地方公共団体における内部統制の取組みを推進するため、

**地方公共団体における内部統制制度の充実が必要**

### II 地方公共団体における内部統制制度の具体的な設計案

#### コンセプト1

首長に、内部統制体制の整備及び運用の責任があることを明確化すべき

#### コンセプト2

内部統制の取組みの段階的な発展

- 財務事務執行リスクについて最低限評価するリスクとすべき。
- 大規模地方公共団体（少なくとも都道府県や指定都市）は内部統制基本方針の作成等を行うべき。
- 内部統制基本方針等を公表して、常に外部の目にさらすべき。

		大規模地方公共団体	左記以外の地方公共団体	
1	適正に事務を執行する義務	(首長が現行において有しているもの)		※内部統制基本方針
2	体制を決定する権限及び責任	首長に属することを明確化すべき		: 地方公共団体における内部統制体制の整備及び運用に関する基本的な方針
3	内部統制基本方針※	財務事務執行リスク※について作成すべき	内部統制体制を整備・運用する団体に対し、技術的助言を行うことにより支援すべき	※ 財務事務執行リスク : 次の3つのリスクを指す ・ 財務に関する事務の執行における法令等違反のリスク ・ 決算の信頼性を阻害するリスク ・ 財産の保全を阻害するリスク
	(1)作成			
	(2)決定事項			
		②任意的決定事項(選択)	任意	
	③任意的決定事項(独自)	任意		
	(3)公表	公表すべき		
4	内部統制体制の整備	技術的助言を行うことにより支援すべき	技術的助言を行うことにより支援すべき	※ 内部統制状況評価報告書 : 財務事務執行リスク等について整備及び運用した内部統制体制を評価し、その内容を記載したもの
	(1)内部統制推進責任者			
	(2)内部モニタリング責任者			
5	内部統制体制の運用	任意	任意	
	(1)全庁レベル			
	(2)業務レベル			
6	内部統制状況評価報告書※	作成等を行うべき	技術的助言を行うことにより支援すべき	
	(1)作成			
	(2)監査委員による監査			
	(3)議会に対する報告			
	(4)公表			

### Ⅲ 地方公共団体における内部統制制度の導入により期待される効果

#### 1 首長のマネジメントの強化

- 首長は、内部統制体制を有効かつ適確に機能させれば、その地方公共団体が直面するより重大な政策課題に対し自らの資源をより多く投資することが可能
- 議会や住民訴訟等対外的に説明が求められる中で、首長として社会通念上求められる管理体制を確保していることを説明することも可能
- 職員にとっても、暗黙のうちに行われる可能性のあった不適正な事務処理から解放されることにつながり、安心して職務を遂行できる
- 逆に、内部統制体制が不十分である場合や形骸化している場合には、首長は、選挙や住民訴訟等において、その妥当性を問われやすくなる

#### 2 監査委員の役割の強化

- 内部統制体制を整備及び運用することにより、監査委員が必ず行うこととされている財務監査において、これまで監査対象としていた部分の一部を省力化し、特定の部分に重点化することが可能
- また、計算突合や確認等の定型的な業務は内部統制に委ね、より効果的に質問を投げかけることに専念する等、より質の高い監査を実施することが可能となる等、監査の実効性を高めることが可能
- 加えて、監査において一部の部局に指摘された事項を、全庁レベルで対応すべきリスクとして内部統制体制に組み込むことで、組織全体での対応が容易になり、監査の効果がより高まる

#### 3 議会及び住民による監視のための判断材料の提供

- 内部統制体制が有効に機能すれば、不適正な事務の処理は減り、住民に対する行政サービスの質が高まる
- そのためには、首長の経営努力もちろん必要であるが、最終的に内部統制体制を真に機能させるためには、議会による監視及び選挙等を通じた住民による監視が不可欠
- 監査委員の意見を付して議会に報告するとともに、公表する内部統制基本方針や内部統制状況評価報告書が、議会及び住民による監視のために必要な判断材料となることを期待

#### 4 住民が行う選択の基盤

- 人口減少社会の到来により、地方公共団体は、「選択と集中」を迫られる状況にある。この重要な政策決定をする局面において、政策決定の前提である事務執行の適正さばかりが争点化するようでは心許ない。住民がどのような首長や議会を選択したとしても、地方公共団体においては、最低限、適正な事務を執行する体制が整備及び運用されていることが必要
- このことにより住民の信頼が確保され、事務執行の適正さではなく、決定すべき重要な政策の是非等の判断に集中することができる。そのような意味で内部統制制度が、住民が行う選択の基盤となることを期待

# 地方公共団体における内部統制基本方針(イメージ)

今般、地方自治法第●条の規定に基づき、〇〇市における事務の執行の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制体制）の整備及び運用に関する基本方針を次のとおり決定しましたので、これを住民の皆様にご公表します。

この基本方針に基づき、内部統制体制を整備し、運用してまいります。

## I 財務事務執行リスクに対応するための体制

(1) 副市長及び各区長を内部統制推進責任者に任命します。それぞれの管理対象は、副市長の場合は各局とし、各区長の場合は各区役所とします。

内部統制推進責任者は、財務事務執行リスクに対応する内部統制体制の整備及び運用を担当します。

具体的には、内部統制推進責任者は、年度末に、財務事務執行リスクについて全庁的なリスクを分析し、年度当初に重点対策リスク及びその対応策を決定します。

(2) 各局の部長及び各区の部長を内部統制連絡員に任命します。内部統制連絡員は、内部統制推進責任者に対して各局が直面するリスクを評価し、対応すべきリスクを報告します。

(3) 各局及び各区役所における財務事務執行リスクに対する対応状況を確認するため、〇〇を独立的評価（モニタリング）の責任者とし、同責任者は評価結果を速やかに市長に伝達します。

(以下略)

## II 〇〇市が選択するリスクに対応するための体制

○ 個人情報の保存に関する体制 (略)

## III 〇〇市独自のリスクに対応するための体制

○ レピュテーションリスクに対応するための体制 (略)

平成〇年〇月〇日

〇〇市長 □□ □□ 印

# 地方公共団体における内部統制体制の評価項目（イメージ）

- 統制環境
  - 1 内部統制の目的を達成するにあたり、適切な権限及び責任体制を構築する。
    - 財務事務執行についての職員の重要な権限・責任の明確化
    - 財務事務執行についての職員に対する役職に応じた権限の委譲
    - 
    -
  - 2 内部統制の目的を達成するにあたり、内部統制に対する責任を各職員に持たせる。
    - 組織内の説明責任、権限及び責任の強化
    - 責任が過度でないかどうかの評価・調整
    - 
    -
- リスクの評価と対応
  - 3 全庁レベルでの財務事務執行リスクを識別・分析し、当該リスクの管理方法を決定する。
    - 内部部局、支所及び出張所並びに区の事務所及びその出張所ごとの識別、評価
    - 内部要因と外部要因の分析
    - 識別したリスクの影響度の見積もり
    - 
    -
  - 4 リスクの評価において、不正の可能性について検討する。
    - 財務事務執行において不正が起きる様々な場合の検討
    - 財務事務執行における不正の動機とプレッシャーの検討
    - 財務事務執行における不正の機会の評価
    - 
    -
- 統制活動（略）
- 情報と伝達（略）
- モニタリング（略）
- ITへの対応（略）

# 地方公共団体における内部統制状況評価報告書(イメージ)

地方自治法第▲条の規定に基づき、〇〇市における内部統制体制の整備状況及び運用状況について評価し、下記のとおり、報告書を作成するとともに、これを平成●年8月に、監査委員への監査に付しました。その後、平成●年9月に、当該監査委員の意見を付けた報告書を議会に報告しましたので、住民の皆様に公表します。

## 内部統制状況評価報告書

### I 財務事務執行リスクに対応するための体制について

#### (1) 評価の基準日及び評価手続

財務事務執行リスクに対応する内部統制体制の整備及び運用状況について、平成●年3月31日を基準日として「〇〇市の全庁的な内部統制に関する評価項目」に基づき評価した結果は、次のとおりです。

#### (2) 評価結果

以下の事例を除き、重要な不備はなく、有効であると認められました。

- ① A区役所◆◆部〇〇課においては、契約における発注担当者と契約担当者が分離されておらず、内部統制体制の不備が認められました。
- ② B局◇◇部においては、課長相当職の決裁権限(1千万円以下)を超える契約について、課長の決裁が行われた事例が1件あり、内部統制体制の不備が認められました。

#### (3) 評価後の改善状況

本報告書提出日現在の改善状況は、以下のとおりです。

- ① A区役所◆◆部〇〇課においては、平成●年4月に、個別の契約における発注担当者と検収担当者を分離する体制を整備し、不備の是正を図りました。
- ② 内部統制推進責任者が、B局◇◇部における平成〇年度の契約を全て調査しております。その上で、必要な是正を図ってまいります。

### II 〇〇市が選択するリスクに対応するための体制について (略)

### III 〇〇市独自のリスクに対応するための体制について (略)

平成●年6月〇日

〇〇市長 □□ □□ 印

平成●年8月〇日

〇〇市長 □□ □□ 様

〇〇市監査委員 ×× ×× 印

同 ■■ ■■ 印

## 内部統制状況評価報告書に係る監査意見

地方自治法第▲条の規定により監査に付された内部統制状況評価報告書について監査したので、次のとおり意見書を提出する。

### 1 監査の結果

報告書に記載されている事項については、おおむね適正であると認められた。

### 2 監査の意見 (以下略)

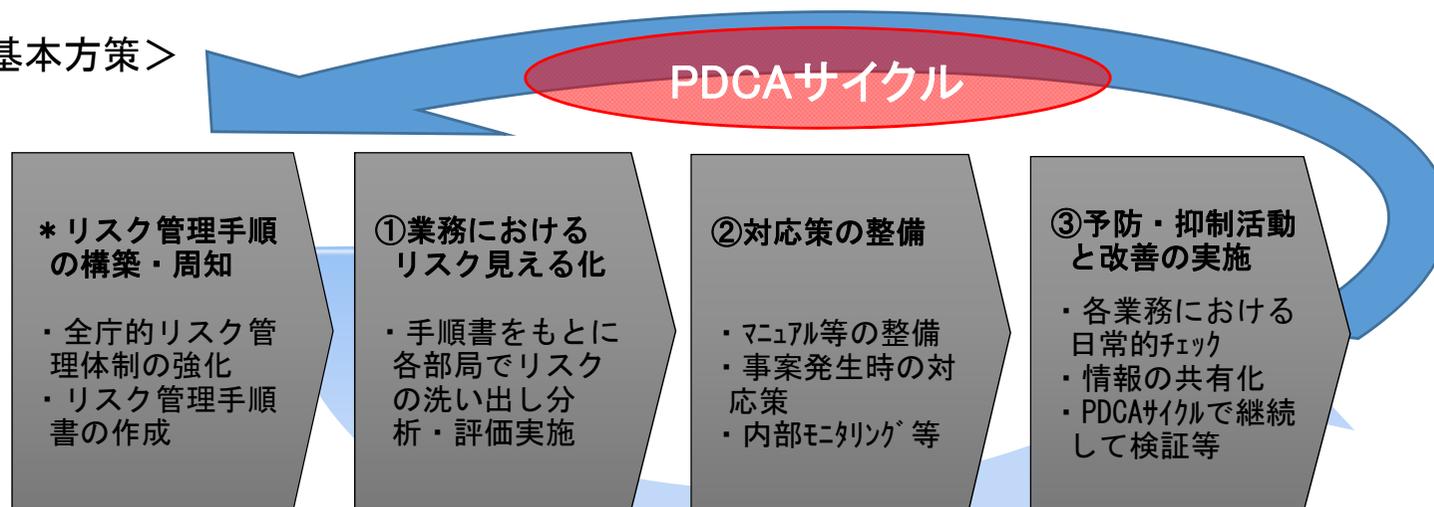
# 内部統制の具体例（姫路市の事例）

## リスク管理基本方針

<はじめに>

- 市民との信頼関係を構築し、効果的・効率的で、かつ質の高い公共サービスを提供し続けていくためには、様々な「リスク」を管理する体制を整備・運用し、総合的にリスク管理を行っていくことが必要不可欠である。
- 基本方針に基づき、リスク管理体制を整備・運用し、全職員及び全部局が組織的かつ自律的にリスク管理に取り組むことで、市民に「信頼される市役所の実現」を目指していく。

<リスク管理の基本方策>



図表：『姫路市リスク管理基本方針』（平成23年3月）参照

<リスク管理の推進体制>

市長	基本方針の実施に関する最終責任者
各局・部	基本方針の具体化（リスク点検、マニュアル作成）、日常的なモニタリング
リスク管理推進部署	リスク管理推進の手順書策定、全庁的なリスク管理に係るコーディネート

<姫路市の活用事案>

例：DV支援措置申出者への住民票交付

- \* リスク管理推進部署が「姫路市リスク管理基本方針」の下、全庁的な「リスク管理手順書」を作成。全部局にリスク点検シートを作成指示。
- ① 市民局においてリスク点検シートを作成。その中で、DV被害者の住民票を誤って加害者に交付するリスクを特定（リスクの「見える化」）。リスク回避策を検討・整備。
- ② 各課・各局単位で内部モニタリングを実施。リスク回避の徹底のため、DV被害者の住民票交付を住民窓口センターで手続きを一本化することや、検索システムの改良（アラーム表示）などを実施。
- ③ 事務要領・総合マニュアルに反映し、職員への周知徹底とともに、日常的に業務をチェックし、再びリスク点検シートに記載。

# 内部統制制度について

## ■ 平成29年の地方自治法改正により、内部統制に関して以下の内容を制度化

- ① 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制の整備を実施し、当該体制を評価した報告書を作成（その他の市町村長については努力義務）
- ② 監査委員は当該報告書を審査

### ○改正後の地方自治法 抄

第百五十条 都道府県知事及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

② 市町村長（指定都市の市長を除く。第二号及び第四項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

一 前項第一号に掲げる事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

③ 都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

④ 都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

⑤ 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

⑥ 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

⑦ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

⑧ 都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

⑨ （略）

### 【参考】第193回国会衆議院総務委員会（平成29年5月16日）において次のとおり答弁

「今後、先行的モデル事例の紹介などによりまして支援していく、あるいは、必要に応じて、国においてガイドラインの策定などについても検討してまいりたい」

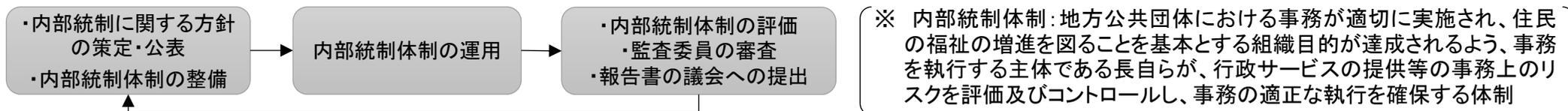
## ■ 各地方公共団体の長は、総務大臣が定める内部統制ガイドラインを踏まえ、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制の整備を実施することとなる。

# 地方公共団体における内部統制制度

【地方公共団体における内部統制】 首長が、地方公共団体の事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、自らコントロールする取組み

## 地方公共団体における内部統制制度 H32.4.1施行

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）
- 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出



地方公共団体に求められる内部統制体制の骨格	<参考>民間における取組み(新日鉄住金)
<p>① 長が内部統制に関する方針を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長は通常想定されるような不適正な事案を防止するため、職員に対して <u>指揮・監督する責任を負っている</u>。</li> <li>・ 全職員に対する指揮・監督を明確にするため「<u>内部統制に関する方針</u>」を策定。</li> <li>・ 「内部統制に関する方針」には、               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>個々の部署の取組みに関する基本方策(PDCA)</u> と、</li> <li>○ <u>全庁的な取組みを推進するための体制</u> を記載する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<u>内部統制システムの基本方針</u>」を取締役会で決議し、「<u>内部統制基本規定</u>」を制定して内部統制・リスク管理に関する体制を整える。</li> </ul>
<p>② 個々の部署の取組みに関する基本方策 (PDCA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個々の部署が、<u>継続的に実施すべき事項を定める</u>。 具体的には、①各部署でのリスク洗い出し ⇒ ②マニュアル等の対応策の整備 ⇒ ③日常の業務を通じたチェック ⇒ ①'リスクの再評価</li> <li>・ <u>業務の見える化、標準化に基づく自主点検など自律的な取組みを推進</u>。</li> <li>・ <u>大小ある個々の部署に併せて実態にあった柔軟な取組みを採用</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社内各部門に「<u>リスクマネジメント担当者</u>」、各グループ会社に「<u>リスクマネジメント責任者</u>」を置き、各部門・各グループ会社の自主的な活動を促し、<u>定期的な会議等を通じて内部統制・リスク管理に関する情報を共有化</u>。</li> <li>・ <u>部署の規模に併せた取組みを柔軟に採用</u>。</li> </ul>
<p>③ 全庁的な取組みを推進するための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>内部統制担当部署の設置、内部統制担当を指名(副知事・副市町村長等)</u>。</li> <li>・ <u>全部署で上記PDCAの取組みを徹底するための支援や監督を行う</u>。 (例：リスクを評価するための手順書の策定、リスク評価の実施確認)</li> <li>・ <u>全部署に共通するリスク情報を共有する</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>副社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」にて年度計画の進捗状況、内部統制・リスクに関する事項等を定期報告</u>。</li> <li>・ <u>内部統制・リスク管理に関する点検、監督の仕組みを整え、グループ全体にわたって内部統制の状況を定期的に確認</u>。</li> </ul>

## II. 地方公共団体における監査制度

---

# 地方公共団体の監査制度について

- 地方公共団体の監査は、監査委員による監査と外部監査人による外部監査の二つがある。
- 地方公共団体の監査を本来的に担うのは監査委員であり、外部監査制度は地方公共団体の監査機能の独立性と専門性を強化するために設けられたもの

	監査委員監査	外部監査
監査の主体	監査委員	外部監査人
監査の対象	財務監査(定期、随時)、行政監査等	○包括外部監査:外部監査人が決めた特定の事件の財務監査等 ○個別外部監査:住民、長、議会からの要求監査
設置	必置	○包括外部監査 都道府県・指定都市・中核市:義務付け その他の市町村:任意 ○個別外部監査:任意
定数	①都道府県及び人口25万以上の市 4人 ②その他の市町村 2人 ※条例で定数を増加できる ※議員選出の監査委員は①は2又は1人、②は1人	1人
選任資格	①識見を有する者(当該団体OBは1人まで) ②議員	識見を有する者であって以下に該当するもの 弁護士、公認会計士、税理士、国又は地方公共団体における一定の行政実務経験者 ※当該団体の職員、OBは不可
選任方法	長が議会の同意を得て選任	長が監査委員の意見を聴き、議会の同意を得て契約
任期	4年(再任可)	1年(連続して3回まで)
補佐する体制	○都道府県:事務局を必置 ○市町村:事務局を任意設置	外部監査人補助者(監査委員と協議)
監査に期待される役割	長の事務執行における違法、不適当な事案の有無の指摘、決算等の正確性の保証	監査委員による監査とは別の観点からの監査及び指摘

# 監査に関する制度改正の主な沿革

(事務局において作成)

	監査制度							外部監査	住民監査請求 ・住民訴訟
	監査委員								
	定数・選任等						職務権限等		
	都道府県	市	町村	識見・議選 の割合 各同数	OB制限	常勤 ・非常勤			
昭和22年 (地方自治法 制定)	4人 (必置)	2人 (条例で任意)	2人 (条例で任意)				<ul style="list-style-type: none"> <li>経営に係る事業の管理、出納その他の事務の執行の監査 (定期監査、直接請求監査、所轄行政庁・議会の要求による監査、随時監査、出納の月例検査、出納の臨時検査)</li> <li>決算の審査</li> </ul>		
昭和23年		↓							<ul style="list-style-type: none"> <li>創設 (違法・不当な公金の支出等に対する監査請求及び訴訟)</li> </ul>
昭和25年		↓							
昭和27年		↓							
昭和31年		↓							
昭和38年		↓							
昭和61年		↓							
平成3年		↓							
平成9年		↓							
平成11年		↓							
平成14年		↓							
平成18年		↓							
平成29年		↓							

# 監査委員による監査の種類と目的

監査の種類	監査の契機	監査の目的		着眼点	類似機能
財務監査(定期) (随時)	義務(年度1回) 任意	財務の事務執行が法令に則って適正に行われていることを担保	指摘型 保証型	合規性・3E	包括外部監査
行政監査(随時)	任意	事務執行が法令に則って適正に行われていることを担保	指摘型	合規性・3E	議会、行政評価
財援団体等監査	長の要求・任意	財政援助団体等の出納その他の事務で財政援助等に係るものが適正に行われていることを担保	指摘型	合規性	長
指定金等監査	長の要求・任意	指定金等が扱う公金の収納・支払事務の適正さを担保	指摘型	合規性	会計管理者
決算審査	義務(年度1回)	会計管理者の調製した決算の正確性を担保	保証型	正確性	
例月出納検査	義務(月1回)	会計管理者の現金の出納の正確性を担保	保証型	正確性	
基金運用審査	義務(年度1回)	長の基金の運用の正確性を担保	保証型	正確性	
健全化判断比率審査	義務(年度1回)	長の計算した健全化判断比率の正確性を担保	保証型	正確性	個別外部監査
直接請求監査	住民の請求	住民の請求により事務執行を監査し住民自治を保証	指摘型	合規性・3E	個別外部監査
住民監査請求	住民の請求	住民の請求により財務の事務執行を監査し住民自治を保証 住民訴訟の前置機能	指摘型	合規性	個別外部監査
長の要求監査	長の要求	長の要求により事務執行を監査し長に政策判断の材料を提供	指摘型	合規性・3E	個別外部監査
議会の請求監査	議会の請求	議会の請求により事務執行を監査し議会に政策判断の材料を提供	指摘型	合規性・3E	個別外部監査
職員賠償責任監査	長の要求	職員の賠償責任の有無及び額の決定	指摘型	合規性	
内部統制評価報告書審査(新設)	義務(年1回)	長が作成した内部統制評価報告書の適正さを担保	保証型	合規性・3E	
賠償責任免除の意見(新設)	議決があったとき	議会による権利放棄が行われる際の、当該議決の適正さを担保	保証型	合規性	

# 監査委員が行う監査①

## 財務監査

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。（法 199①）

### (1) 定期監査

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。（法 199①）

監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて財務監査をしなければならない。（法 199④）

### (2) 随時監査

監査委員は、必要があると認めるときは財務監査をすることができる。（法 199⑤）

### ○ 監査の留意点

- ・ 監査委員は、財務監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に意を用いなければならない。（法 199③）

#### 【法第2条】

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

## 監査委員が行う監査②

### 行政監査

監査委員は、財務監査のほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。（法199②）

### ○ 監査の留意点

監査委員は、行政監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に意を用いなければならない。（法199③）

#### 【法第2条】

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
  - ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- ・ 当該普通地方公共団体の事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。（令140の6）

## 監査委員が行う監査③

### 財政援助団体等監査

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。（自治法199条⑦）

### 指定金融機関等監査

- 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、収納事務取扱金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。（法235の2②）
- 監査委員は、指定金融機関等の監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。（法235の2③）

## 監査委員が行う監査④

### 決算審査

- 普通地方公共団体の長は、決算及び証書類その他政令で定める書類を監査委員の審査に付さなければならない。（法233②）
- 普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。（法233③）

### 例月出納検査

- 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。（法235の2①）
- 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。（法235の2③）

### 基金の運用に係る審査

- 普通地方公共団体が特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。（法241⑤）

## 監査委員が行う監査⑤

### 健全化判断比率等に係る審査

- 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。（健全化法 3 ①）
- 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。（健全化法 2 2 ①）

## 監査委員が行う監査⑥

### 住民からの事務監査請求審査

- 監査委員は、直接請求による監査の請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを請求代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。（法75①,②,③）

### 住民監査請求による監査

- 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。（法242①）
- 住民監査請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。（法242④）

## 監査委員が行う監査⑦

### 長からの要求監査

監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。（法199⑥）

### 議会からの請求監査

議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。（法98②）

### 長の要求による職員の賠償責任の監査

普通地方公共団体の長は、会計管理者等の予算執行職員が、支出負担行為等の財務会計上の行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。（法243の2③）

## 監査委員が行う監査⑧

### 内部統制評価報告書審査

都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。(法150条④)

都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。(法150⑤)

### 権利放棄議決に係る意見

普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。(法242⑩)

# 監査指針について

## ■ 平成29年の地方自治法改正により、監査制度に関して以下の内容を制度化

- ① 全地方公共団体の監査委員は監査基準を定め、当該監査基準に従い監査を実施
- ② 総務大臣は、監査基準の策定（変更）について指針を示し、必要な助言を実施

### ○改正後の地方自治法 抄

第九十八条の三 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を行わなければならない。

② （略）

第九十八条の四 監査基準は、監査委員が定めるものとする。

② 前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。

③～④ （略）

⑤ 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

### 【参考】地方自治法等の一部を改正する法律の公布及び施行について（H29.6.9 総務大臣通知） 抄

第一 地方自治法の一部改正に関する事項

二 監査制度の充実強化

1 監査基準に従った監査等の実施等

ア 監査委員は、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。以下同じ。）に従い、監査等を行わなければならないものとされたこと。

エ 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとされたこと。

監査委員は、当該指針を踏まえて監査基準を策定又は変更されたいこと。また、既に自主的に監査の実施に関する基準を定めている普通地方公共団体においては、当該基準がアの監査基準と同様の性質・内容であれば、当該基準をアの監査基準として位置付けることも可能であるが、当該指針を踏まえ、必要な検討を行うことが求められること。

## ■ 各地方公共団体の監査委員は、総務大臣が定める指針（監査指針）を踏まえ、監査基準を策定（変更）することとなる。

# 監査と内部統制の関係（イメージ）

- ① 内部統制体制を整備・運用することにより、財務監査において、これまで監査対象としていた部分の一部について、監査を省力化することが可能となり、特定の部分に重点化して、より質の高い監査を実施することが可能となるのではないか。

## ＜監査の範囲（イメージ）＞※財務監査の場合

	監査の手法	
	書面監査(※1)	実地監査(※2)
各課 共通 項目	内部統制が効きやすく、監査を省力化することが可能となる部分	
各課 個別 項目	監査を重点化することが可能となる部分	

### ※1 書面監査

監査を受ける側から提出される書類を審査することにより行う監査（主に「監査の具体的方法（イメージ）」における①、②）

### ※2 実地監査

直接監査を行う課等において質問し、帳簿書類等を検閲し、さらに必要に応じて現場等に出向いて行う監査（主に「監査の具体的方法（イメージ）」における②、③、④、⑤）

## ＜監査の具体的方法（イメージ）＞

### ○監査事務局職員による監査

- ① 計算突合  
合計額、差額等を自ら計算し、計算に誤りがないかどうかを点検する。
- ② 帳簿、証拠書類等との突合  
各種の帳簿と各種の証拠書類、伝票、会議録、契約書その他取引に基づいて作成される書類等との突合、各種の帳簿相互間の突合を行う。
- ③ 実査  
現金、公有財産、物品等につき、みずから倉庫その他の保管場所につき調査する。
- ④ 確認  
契約の相手方等につき、事実を確認する。その方法としては、文書による回答を求め、必要があれば出頭を求め、調査をし、帳簿、書類その他の記録の提出を求める。

### ○監査委員による監査

- ⑤ 質問  
責任者、事務担当者等に質問をし、説明を求め、場合によっては書類による回答を求める。

- ② 監査において一部の部局に指摘された事項を、全庁レベルで対応すべきリスクとして内部統制体制に組み込むことで、組織全体での対応が容易になるのではないか。

＜監査結果の活用方法（イメージ）＞

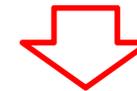
監査結果 指摘事項（例）

監査対象 部署	〇〇局 〇〇課	監査実施 年月日	委員 平成●年●月●日
			事務局 平成●年●月●日
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出
<p>指摘事項 委託事業について、①契約期間の終期である年度末までに事業が完了していないにもかかわらず、年度末に完了検査を行い、当該年度予算で委託料を支出しているもの、②履行確認の検査において、検査調書の作成が行われていないもの、③見積書の日付が経費支出伺の起票日より後になっているものがあった。</p>			

（以下略）

【現状】

- 監査において指摘した事項について、直接指摘を受けた部局しか受け止めていない。
- 指摘を受けた部局以外においても、同様の問題が起きるリスクがあると考えられるが、当該指摘を組織全体として十分に活用できていない。

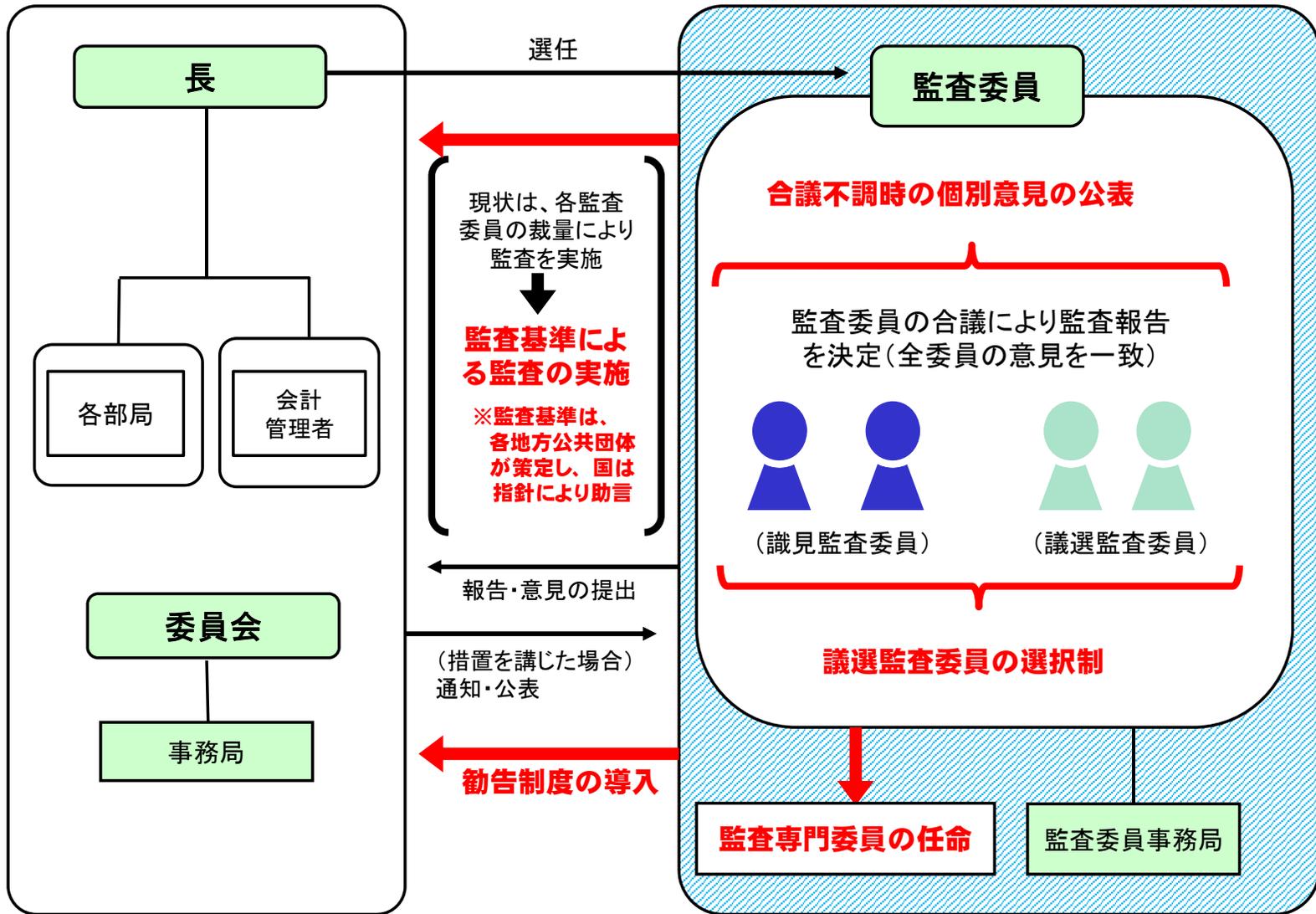


【内部統制導入後】

- 監査における指摘事項について、直接指摘を受けた部局だけでなく、全部局が当該指摘事項に対応。

# 監査制度の充実強化のための見直しイメージ

## < 執行機関 >



現状は、以下の団体が毎会計年度実施

- ①都道府県・指定都市・中核市について、義務付け。
- ②その他の市町村は条例により任意に導入。

↓

**②については、実施頻度を条例に定めることを可能**

※その他、内部統制の導入により、監査の対象・内容の重点化を図る